

校長室だより

令和8年5月 1日（金）
第 5 号
十日町市立中条中学校校長室

重要!

いじめについて（その1）

今回からいじめについてお話しします。学校は、生徒の安心・安全が最優先事項であり、いじめはそれを脅かします。中条中学校は、いじめを決して許さず、毅然と対応します。積極的にいじめを認知し、早期発見・即時対応します。

4月18日（土）のPTA総会で、裏面の「いじめ防止基本方針（概要版）」を配布しました。当校のホームページにも、詳細版とともに掲載しています。



いじめの対応は法律で定められています。このたよりには、「いじめ防止対策推進法（以下「法」）の第2条の条文を載せます。いじめの定義については生徒にはもう少し分かりやすい言葉で伝えています。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える**行為**（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該**行為**の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

以前のいじめの定義では、「自分より弱い者に対して」「攻撃を継続的に加え」「深刻な苦痛」等の言葉がありましたが、現行法ではなくなっています。

「新潟県いじめ等防止のための資料集」（新潟県のホームページに掲載）には、定義について、以下の補足説明があります。

○いじめの「加害」「被害」は流動的であり、特定の児童生徒に焦点化した指導・支援では対応できないことから、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという認識をもつこと。

○法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範であることを理解し、児童生徒の被害性に着目して認知すること。

■行為の継続性や反復性、被害の軽重、力関係はいじめの認知に無関係

■心身の苦痛を感じているものは全ていじめ

「行為そのもの」が問われる

つまり、「いじめ」は以下のとおりだと考えるべきだと思います。

一定の人的関係→児童生徒同士で起こるもの、起こる場所は学校の内外は問わない。

心身の苦痛→行為を受けた側の児童生徒の立場に立って、その行為により心身の苦痛を感じればいじめとすること。攻撃したか、しないかは関係ありません。行為です。人により感じ方は違う場合がありますが、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じれば、それはいじめです。



「行為」なので、「ウザイ」の一言や「身体に触る」などの行為でも、人によって心身の苦痛を感じる場合もあれば、気にしない場合もあると思います。人間関係や状況にもよります。

中学校では、いじめの「被害」と「加害」が目まぐるしく変わることや、一つの行為で両方の立場になることがよくあります。一つ一つの行為について振り返らせ、心身の苦痛を与えていることを考えさせ、理解させた上で対応しなければなりません。

いじめの認知件数が増えることは、決して悪い状況になっているのではなく、早い段階で心身の苦痛をキャッチし、見逃さず対応していくことにつながるということをご理解ください。



中条中学校のいじめ防止基本方針から（抜粋） 学校ホームページにも掲載しています。

いじめを発見したときの対応

学校でいじめを発見した。いじめの通報を受けた。いじめに係る相談を受けた。いじめと思われる疑わしい行為を発見した。

直ちに校内いじめ対策委員会に報告します。

「いじめ防止対策委員会」の開催

- ・対応方針を決定します。
- ・市教育委員会に報告します。
- ・重大事態かどうか判断します。

被害を訴えた生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、身の安全を確保して事実を確認します。
- ・状況に応じて別室を用意するなどの対応をします。

加害と思われる生徒からの聞き取り

- ・いじめをやめさせ、事実を確認します。
- ・自分がした行動について振り返らせます。

被害を訴えた保護者への連絡

- ・生徒への対応当日に家庭訪問し、事実を説明し、見守りを依頼します。
- ・学校の対応を説明します。

加害と思われる保護者への連絡

- ・正確な事実を説明し、学校の指導に協力を依頼します。
- ・来校いただく場合もあります。

関係生徒（観衆や傍観者）からの聞き取り

- ・プライバシーに配慮して事実を聞き取ります。

関係生徒の保護者への連絡

- ・事実を説明し、学校の指導に協力を依頼します。

- 全教職員で当該生徒を継続的に見守ります。
- 当該生徒のプライバシーに配慮しながら、他の生徒への指導を行います。他の保護者へも学校の指導について協力を依頼します。
- 市教育委員会や関係機関とも連携します。特に児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめなど、犯罪行為に相当すると判断される場合は、学校として直ちに警察への相談・通報を行います。
- 再発防止のための対策を徹底して行います。
- いじめの解消の判断をします。

※いじめの解消とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめの重大事態について

重大事態とは（「法」第28条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・速やかにその概要を市教育委員会に報告します。
- ・重大事態に係る事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に調査し、明確にする調査を行います。その結果を当該生徒とその保護者に説明した上で、市教育委員会に報告します。指導を受けて適切に対応します。